

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

【平成20年4月～】

被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。（法律上明記）

第3号被保険者期間（施行後の期間）については、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割することができる。

夫婦が離婚した場合

分割を適用することが必要な事情にあると認める場合として厚生労働省令で定める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

離婚した場合には、上記の分割の対象とならない期間（共働き期間等）についても、当事者の同意又は裁判所の決定があれば、厚生年金の分割を受けることができる。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】

